

原安 第 412 号  
平成23年12月28日

玄海原発プルサーマル裁判の会 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する質問書に対する回答について

2011年11月21日付けで提出のあった質問書について、別紙のとおり回答します。

## 11月21日付け質問書への回答

1. まず、知事に確認しておきたいのは、原子力安全・保安院は、この問題について関知しない態度を取っています。30年、40年になる時の高経年化評価を行うだけと言っています。また、九電は、11月9日の回答で、「マイクロ組織解析」などのデータは国に提出していないと答えています。つまり、保安院は、審査するとか検査することはしていないということでもいいですか？

(答)

現在、原子力安全・保安院では、「高経年化技術評価に関する意見聴取会」を設置し、玄海1号機も含めた高経年化プラントの照射脆化等について議論されているところです。

その意見聴取会において、原子力安全・保安院は、4回目の試験片の評価を含めた玄海1号機の原子炉容器の照射脆化の評価を説明しており、今後、最新の技術的知見を踏まえて評価手法の検証などの検討を進めるとされています。

2. そうであれば、県民の生命の安全を守る立場にある県は、九電が安全に定期検査で止められるかどうかをチェックする責任があると思います。そこで

- ①マイクロ組織解析の資料を要求しましたか？
- ②不純物の含有量のデータを要求しましたか？
- ③脆性遷移温度が98度と高い理由を聞きましたか？
- ④停止時の手順書を出すよう要求しましたか？
- ⑤温度圧力を下げていく時の制限曲線を出すよう要求しましたか？
- ⑥1号機原子力圧力容器の健全性を表す破壊靱性遷移曲線の計算式、計算過程を見ましたか？

(答)

原子力発電所の安全性については、法令に基づく規制・監督責任を有する国が一元的に確認することとなっております。

県としては、前述の意見聴取会における検討、議論の状況を注視することとしています。

3. 県でチェックをしていないとすると（できないからか）、元々専門家委員会に諮るようにしていた訳だが、やらせメール問題で県の方でつぶしたしまった経緯があります。そうであれば、早急に資料、データを九電から取り寄せ、井野先生たちに検討してもらうように頼むべきと考えます。如何ですか？

(答)

前述の意見聴取会のメンバーには、玄海1号機の照射脆化に関して危険性を指摘する専門家も選ばれており、また、先般行われた第1回目の会合では、照射脆化の評価に必要なデータの提出も求められております。

こうしたことから、まさに、県民が不安視していることについて、国においてきちんと議論がなされるものと考えております。

4. それをしないとすると、古川知事は、県民の生命の安全は知らない、職責を放棄しているとは思えません。そういう理解でいいですか？

(答)

県としては、これまで原子力発電に関することについては、安全性の確保が第一と考えて対処してきており、その姿勢に変わりはありません。